

参考資料2

芽室公園Park-PFI事業基本協定（案）

芽室町

令和7年

目 次

第1条（目的）	1
第2条（定義）	1
第3条（責務）	1
第4条（事業スケジュール）	1
第5条（公募設置等計画等の承認及び公募設置等計画の認定）	2
第6条（その他必要な準備行為への着手）	2
第7条（実施協定等の締結）	2
第8条（実施協定の不締結）	2
第9条（実施協定締結の不調の場合の処理）	3
第10条（損害の賠償）	4
第11条（秘密保持）	4
第12条（協定上の地位の譲渡）	4
第13条（基本協定の変更）	5
第14条（基本協定の有効期間）	5
第15条（計算単位等）	5
第16条（準拠法）	5
第17条（管轄裁判所）	5
第18条（誠実協議）	5

芽室公園Park-PFI事業 基本協定書（案）

芽室町以下「甲」という。）と代表法人●●●●、構成法人●●●で構成される法人グループ（以下これらの法人を総称又は個別に「乙」という。）は、芽室公園整備・管理運営事業（以下「本事業」という。）に関する基本協定（以下「本協定」という。）を以下のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本事業に関し、乙が、設置等予定者として選定されたことを確認し、公募設置等計画等の承認及び公募設置等計画の認定並びに実施協定、特定公園施設建設・譲渡契約及び指定管理者基本協定（以下「実施協定等」という。）の締結に向けて、甲及び乙の双方の権利、義務及び諸手続等の基本的な事項について定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において使用する用語の定義は、「公募設置等指針等」（甲が令和7年8月13日に公表した芽室公園Park-PFI事業 公募設置等指針及びその他付随する一切の書類（公表後の修正を含む。）並びに公募設置等指針等に関する質問回答書をいう。）の定める通りとする。

（責務）

第3条 甲及び乙は、本協定の定めを信義に従い、誠実に履行しなければならない。

- 2 乙は、次条各号に掲げる事項について、当該各号に定める日までに実施するよう、誠実に対応し最大限の努力をする。
- 3 乙は、公募設置等指針等を十分に理解し、これに合意したこと、及び公募設置等指針等に記載の条件を遵守の上、甲に対し公募設置等計画等を提出したものであることを確認し、公募設置等計画等に記載の内容を誠実に履行するものとする。
- 4 公募設置等計画等に公募設置等指針等を満たしていない部分（以下「未充足部分」という。）があると甲が判断した場合、乙は、未充足部分につき公募設置等指針等を充足するために必要な措置を講じ、公募設置等計画等を訂正しなければならない。なお、乙は、本事業の公募設置等予定者として選定されたことをもって未充足部分の不存在が確認されたものではないことを確認する。

（事業スケジュール）

第4条 乙は、以下のスケジュールに従って、公募設置等計画等の承認及び公募設置等計画の認定並びに実施協定等の締結に向けた詳細協議、事前準備等を実施するものとする。

- (1) 公募設置等計画等の承認及び公募設置等計画の認定：令和8年1月
- (2) 基本協定の締結：令和8年2月
- (3) 特定公園施設建設・譲渡契約（仮契約）の締結：令和8年3月
(令和8年3月の芽室町議会の議決をもって本契約とする。)

(4) 指定管理者基本協定の締結：令和9年9月

(公募設置等計画等の承認及び公募設置等計画の認定)

第5条 乙は、選定委員会の評価・講評における意見その他甲からの要望事項を踏まえ、必要に応じ公募設置等計画等の一部変更の対応を行ったうえで、公募設置等計画等を甲に提出し、甲の承認を得なければいけない。

- 2 甲は、前項で承認した公募設置等計画等について、都市公園法第5条の5に基づき、当該公募設置等計画が適当である旨の認定を行う。
- 3 本協定の締結後、甲からの書面により請求があった場合には、乙は甲に対し、速やかに提案書類の詳細を明確にするために、甲が合理的に要求する資料その他一切の書面及び情報を提出する。

(その他必要な準備行為への着手)

第6条 乙は、実施協定の締結前であっても、本事業を遂行するため、自らの責任と費用負担において、公募設置等指針等及び公募設置等計画等を遵守するために必要な準備行為を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。

(実施協定等の締結)

第7条 乙は、第5条に定める公募設置等計画等の承認及び公募設置等計画の認定を受けた上で、甲と実施協定等の締結に向けた協議を行い、合意に達した場合、実施協定等の締結に向けた手続きを行うものとする。

- 2 甲と乙（全ての構成法人）は、実施協定を締結する。
- 3 甲と乙のうち、特定公園施設建設・譲渡業務を担当する代表法人又は構成法人は別途特定公園施設建設・譲渡契約の仮契約を締結し、芽室町議会における議決をもって、本契約を成立させることを確認する。
- 4 甲と乙のうち、指定管理業務を担当する代表法人又は構成法人は、指定管理者の指定に係る芽室町議会の議決をもって、指定管理者基本協定を締結する。

(実施協定の不締結)

第8条 実施協定の締結までに乙のいずれかが、本事業の公募手続きに関し、次の各号の一に該当したときは、甲は、本協定を解除するとともに、実施協定を締結しない。

- (1) 本事業に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第1項に基づき排除措置命令及び独占禁止法第62条第1項により課徴金納付命令を受け、当該命令の取消しの訴えを行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号、以下「行政事件訴訟法」という。）第14条に規定する期間内に提起しなかったとき。
- (2) 本事業に関して、排除措置命令等（独占禁止法第76条第2項に規定する排除措置命令等をいう。）の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、棄却し、又は独占禁止法の違反事実が存在したことを内容とする判決が確定したとき。

(3) 乙又は乙のいずれかの代表者、役員等（会社法（平成17年法律第86号）第423条第1項にいう役員等をいう。以下同じ。）若しくは使用人について、本事業に関して、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき、又は、独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(4) 乙のいずれかの役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき

(5) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき

(6) 乙のいずれかの役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等を行ったと認められるとき

(7) 乙のいずれかの役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき

(8) 乙のいずれかの役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

(9) 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第4号から第8号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき

(10) 第4号から第8号までのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき

2 甲は、乙が提出した応募登録申込書及び応募資格関係書類並びに公募設置等計画等に虚偽の記載があったと認められるときは、乙の公募設置等予定者の地位を解消し、本協定を解除し、実施協定を締結しないことができる。

3 甲は、乙のいずれかが本協定の締結のときから実施協定締結までの間に、公募設置等指針等に定める応募資格要件を満たさなくなったときは、本協定を解除するとともに実施協定を締結しないことができる。

4 本条第1項各号のいずれかの事由が生じたことに起因して、甲と乙が実施協定の締結に至らなかった場合、又は乙の責めに帰すべき事由により、第4条第2号に定める日までに甲と乙が実施協定の締結に至らなかった場合、乙は、連帶して、●円【本事業の提案価格（公募対象公園施設の設置管理許可の使用料に係る提案価格（提案期間の合計）及び指定管理料等に係る提案価格（提案期間の合計）の合計の100分の10にかかる金額）】の違約金を甲に支払う。

（実施協定締結の不調の場合の処理）

第9条 甲と乙が実施協定の締結に至らなかった場合には、既に甲と乙が本事業の準備について支出した費用は、各自が負担し、前条第4項に定める違約金の支払に係る債務及び次条に定める損害賠償債務を除き、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(損害の賠償)

第10条 第8条第4項に定める違約金の規定にかかわらず、本事業の公募手続に関し、第8条第1項から第3項までのいずれかの事由が生じたことに起因して甲が損害を被った場合、又は乙のいずれかの責めに帰すべき事由により甲と乙が実施協定の締結に至らなかつたことに起因して甲が損害を被った場合、当該損害のうち当該違約金を超過する部分について、甲は乙に対し賠償を請求することができ、乙はこれを連帶して負担する。

(秘密保持)

第11条 甲及び乙は、本協定又は本事業に関連して知り得た情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持して責任を持って管理し、本協定に係る義務の履行又は本業務の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる情報は、秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 開示の後に甲又は乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 甲及び乙が本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- (5) 開示の後に正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課されることなく取得した情報

3 第1項の定めにかかわらず、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士又は国家公務員等の法令上の守秘義務を負う者に開示する場合
- (2) 法令に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合

4 甲は、前各項の定めにかかわらず、本協定又は本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他甲の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

5 乙は、本協定又は本事業に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令に従うほか、甲の定める諸規定を遵守するものとする。

(協定上の地位の譲渡)

第12条 乙は、本協定に別段の定めのあるほか、甲の事前の承諾なく、本協定上の地位及び権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させ、若しくは担保提供その他の処分をしてはならない。

(基本協定の変更)

第13条 本協定は、甲及び乙全員の書面による合意がなければ変更することができない。

(基本協定の有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、本協定締結日から事業期間の末日までとする。ただし、実施協定の締結に至らなかった場合は、実施協定の締結に至る可能性がないと甲が判断して乙に通知した日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第11条、第12条、第15条、第16条、第17条及び第18条の規定の効力は、本協定の解除又は期間満了による終了後においても存続する。

(計算単位等)

第15条 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる計算単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号。その後の改正を含む。）の規定によるものとする。

2 本協定上の期間の定めは、民法（明治32年法律第48号。その後の改正を含む。）、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。）及び商法（明治32年法律第48号。その後の改正を含む。）の規定によるものとする。

3 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる通貨単価は、日本円とする。

(準拠法)

第16条 本協定は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(管轄裁判所)

第17条 甲及び乙は、本協定に関して生じた当事者間の紛争について、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とすることに合意する。

(誠実協議)

第18条 本協定に定めのない事項につき定める必要が生じた場合、又は本協定の解釈につき疑義が生じた場合、甲及び乙は、誠実に協議のうえこれを解決するものとする。

(以下本項余白)

この証として、本書を●通作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和●年●月●日

甲

北海道河西郡芽室町東 2 条 2 丁目 14 番地

芽 室 町

芽 室 町 長 手 島 旭

乙 (代表法人)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(構成法人)

住 所

商号又は名称

代表者氏名